

利根町附属機関等の会議の公開に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、町の附属機関等の会議を公開することにより、政策形成の過程の透明性を確保するとともに、開かれた町政を推進することを目的とする。

(注釈)

- 1 附属機関等の会議を公開することにより、政策形成の過程の透明性を確保し、開かれた町政を推進するものである。
- 2 利根町みんなのまち基本条例（以下「みんなのまち基本条例」という。）第4条第2項第2号及び第13条の情報共有の規定に基づき、町民に町政に関する情報が共有されなければ町民の主体的な参加には至らないことから、附属機関等の会議の公開に関し必要な事項を定めるものである。

利根町みんなのまち基本条例（抜粋）

（情報の共有）

第13条 町は、公正で開かれた町政を推進するため、町の保有する情報について、適切な情報公開及び情報提供を行うことにより、情報の共有化を図ります。

(定義)

第2条 この基準において「附属機関等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、町職員のみで構成されるもの又は他自治体、関係機関、関係団体等との連絡調整を主たる目的として設置されるものは除く。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置される審査会、審議会、調査会その他審査、諮問又は調査のための機関をいう。
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則、告示、訓令等により設置される審査会、審議会、調査会その他審議、検討、協議等（以下「審議等」という。）のための機関をいう。

(注釈)

- 1 附属機関等については、法律及び町の条例による附属機関だけでなく、町の規則、要綱、規程等に基づき設置する審議会、協議会、委員会など合議制の機関も含むものとする。
- 2 町職員で構成する内部組織、地域又は関係団体との連絡調整や啓発などを主な目的とする協議会及び推進員、協力員、調査員、指導員等特定の事業を実施するために組織する実行委員会等は含まないものとする。

（「利根町附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準逐条解説
別表 1 附属機関等としない内部組織等一覧」を参照。）

（公開の対象とする会議）

第 3 条 公開の対象とする会議は、附属機関等の会議（以下「会議」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を公開しない。

（１） 法律、政令、条例、規則、告示又は訓令（以下「法令等」という。）の定めるところにより会議が非公開とされているとき。

（２） 利根町情報公開条例（平成 12 年利根町条例第 28 号）第 7 条各号に掲げる非開示情報に該当する事項について審議等を行うとき。

（注釈）

- 1 原則、附属機関等の会議は、公開するものとする。ただし、法令等により会議が非公開となっているとき、又は利根町情報公開条例第 7 号各号に掲げる非開示情報に該当する事項について審議等を行うときは、非公開とする。

（会議の公開等の決定等）

第 4 条 附属機関等は、前条の規定により、会議の公開についてすべての議題の審議等に先立って決定するものとする。

- 2 附属機関等は、会議の全部又は一部を非公開とすることを決定するときは、その理由を明らかにしなければならない。

（注釈）

- 1 会議の公開等については、議題の審議等に先立って決定するものとし、次条に規定する会議開催の公表前に決定する。
- 2 会議の全部又は一部を非公開とする場合には、その理由を明らかにし、次条の規定に基づき公表するものとする。

（会議開催の公表）

第 5 条 附属機関等の事務を処理する所管課等の長（以下「所管課長」という。）は、会議が開催されるときは、会議の開催期日の 7 日前までに会議が開催される旨を公表しなければならない。ただし、会議が緊急に開催される場合はこの限りでない。

- 2 所管課長は、前項の規定により公表した事項に変更等が生じたときは、速やかに当該変更等が生じた事項について公表するものとする。
- 3 所管課長は、前 2 項の規定にかかわらず、個人に関する情報を議題とする会議であって、当該会議が開催されることを公表することにより当該議題に係

る個人の生命、健康、生活又は財産が害されるおそれがあると認めるときは、当該会議の開催を公表しないことができる。

- 4 第1項及び第2項の規定による公表は、町公式ホームページへ会議開催のお知らせ（別記様式1）を掲載することにより行うものとする。

（注釈）

- 1 会議開催の公開、非公開の公表については、会議の開催期日の7日前までに、別記様式1により町公式ホームページに掲載し、公表するものとする。
- 2 公表した事項に変更等が生じたときは、速やかに修正し公表するものとする。
- 3 個人情報等を議題とする会議で、会議の開催を公表することにより、個人の生命、健康、生活又は財産が害されるおそれがあるときは、会議の開催自体を公表しないことができるものとする。

（会議の公開方法等）

第6条 会議の公開は、傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

- 2 会議の公開は、傍聴を希望する者の数が傍聴できる者の定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、あらかじめ傍聴を希望する者が傍聴できる者の定員を超えることが見込まれる場合は、この限りでない。

（注釈）

- 1 傍聴を希望する者に会議の傍聴を認めることにより、会議の公開とする。
- 2 傍聴できる定員を超えるときは、先着順とする。ただし、あらかじめ傍聴できる定員を超えることが見込まれているときは、先着順とせず、抽選等により決定することも可能とする。

（傍聴者の遵守事項）

第7条 会議の議長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会議の会場における秩序の維持に努めなければならない。

- 2 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- （1） 会議を静穏に傍聴すること。
 - （2） 会議の撮影、録画、録音をしないこと。
 - （3） 会議において発言しないこと又は発言を求めないこと。
 - （4） 前3号に掲げるもののほか会議を妨害する行為をしないこと。
- 3 会議の議長は、傍聴者が前項に規定する事項を遵守しないときは、傍聴を中止させ、又は会議の会場から退場させることができる。

(注釈)

- 1 傍聴者の遵守事項を定めており、第2項各号の掲げる事項を遵守しなければならないものとする。
- 2 第2項各号の掲げる事項を遵守しないときは、会議の議長は、傍聴を中止させ、退場させることができるものとする。

(会議資料の配布等)

- 第8条 所管課長は、会議資料（非開示情報が記録されている部分を除く。）を傍聴者に配布し、又は閲覧により行うものとする。
- 2 会議資料が著しく大量であるときは、議題の内容等を取りまとめた資料又は抜粋した資料を閲覧に供することにより配布に代えることができる。

(注釈)

会議資料については、傍聴者に対して配布又は供覧により行うものとする。ただし、非開示情報が記録されている部分は除くものとする。

会議資料が著しく大量であるときは、議題の内容等を取りまとめた資料又は抜粋した資料を閲覧に供するものとする。

(会議録の作成)

- 第9条 所管課長は、会議の公開又は非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録（別記様式2）を作成しなければならない。
- 2 会議の内容については、特に詳細な記録が必要である場合を除き、要点筆記によるものとする。

(注釈)

- 1 会議の公開、非公開にかかわらず会議録を作成するものとする。会議録の記載事項は、別記様式2に掲げるとおりとする。
- 2 会議の内容については、特に詳細な記録が必要である場合を除き、要点筆記によるものとする。

(会議録等の公表)

- 第10条 所管課長は、会議終了後、遅滞なく前条の規定により作成した会議録及び会議資料を町公式ホームページへの掲載又は所管課等の窓口での供覧により公表するものとする

(注釈)

- 1 会議録等の公表については、会議の開催からおおむね1カ月程度のうちに町公式ホームページ又は所管課等の窓口での供覧により公表するものとする。

- 2 非開示とする個人情報等や発言した委員名は削除し公表するものとする。
- 3 非公開とした会議については，会議次第等の記載により可能な限り公開するものとする。

(法令等に定めがある場合の取扱い)

第 11 条 会議の公開等について，法令等に特別の定めがあるときは，当該法令等の定めるところによる。

(注釈)

- 1 会議の公開や会議録の公表等について，法令等に特別の定めがあるときは，この基準ではなく法令等を優先するものとする。

(補則)

第 12 条 この基準に定めるもののほか必要な事項は，町長が定める。

附 則

この告示は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式1（第5条関係）

年 月 日

会 議 開 催 の お 知 ら せ

会 議 の 名 称			
開 催 日 時			
開 催 場 所			
議 題	公開・非公開 の区分(予定)	非公開の理由	
	公開・非公開		
	公開・非公開		
	公開・非公開		
	公開・非公開		
	公開・非公開		
傍聴者の定員	人		
備 考			
担 当 課	課 係 (内線)		

注 会議の日時・場所等が変更になる場合や公開予定の議題が非公開になる場合があります。

別記様式2（第5条関係）

会 議 録 （ 要 旨 ）

会 議 の 名 称		令和○年第○回○○○審議会		
開 催 日 時		○年○月○日（○） ○時○分～○時○分		
開 催 場 所		利根町役場○階○○会議室		
担 当 課		○○課○○係		
出席者	委 員	○○委員，○○委員，○○委員		
	事 務 局	○○課長，○○課長補佐，○○係長，○○主任		
	そ の 他	○○課：○○課長，○○課長補佐		
議 題		（１）会長の互選について （２）運用状況について		
公開・非公開の区分		公開・非公開	傍 聴 者 数	人
非 公 開 の 理 由				
議 題 結 果		（１）会長の互選について 会長に○○委員が選任された。 （２）運用状況について 事務局から令和○年度の運用状況を報告した。		
会 議 の 内 容				
事務局 委員 事務局	（１）会長の互選について 開会 ○○委員が会長に適任 ○○委員に会長をお願いしたい意見があったが，いかかが。 ＜異議なし＞ ○○委員よろしいか。 ＜承諾＞			
会長	閉会			